松山市要綱第６９号

令和２年５月２９日

改正　令和５年３月２４日　要綱第１８号

改正　令和６年４月　５日　要綱第５５号

改正　令和８年３月２５日　要綱第２５号

松山市長　野　志　克　仁

松山市ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱をここに公布する。

記

松山市ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市は，ブロック塀等の倒壊による被害の防止や避難のための経路を確保するため，本市の避難路及び通学路に面した倒壊のおそれのあるブロック塀等の除却及び建替えに要する経費に対し，予算の範囲内で松山市ブロック塀等安全対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付し，その交付に関しては，この要綱に定めるもののほか，松山市補助金等交付規則（昭和４４年規則第６号）に定めるところによる。

（用語の定義）

第２条　この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

(1) ブロック塀等　組積造（レンガ造，石造及びコンクリートブロック造をいう。以下同じ。）又は補強コンクリートブロック造の塀をいい，基礎を含むものとする。

(2) 避難路　松山市耐震改修促進計画において，ブロック塀等の安全確保を推進する災害時の重要な避難路等に位置付けられた緊急輸送道路及び主要避難路をいう。

(3) 通学路　松山市耐震改修促進計画において，ブロック塀等の安全確保を推進する災害時の重要な避難路等に位置付けられた通学路をいう。

(4) 危険ブロック塀等　平成３０年６月２１日付け国住指第１１３０号において通知されたブロック塀の点検のチェックポイントにより，ブロック塀等の安全性について点検を行った結果，１項目以上の不適合があるブロック塀等

(5) 除却　危険ブロック塀等の全部又は一部を撤去する工事をいう。

(6) 建替え　前号に規定する工事に引き続いて，軽量フェンス等の塀を新たに設置することをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は，次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 避難路又は通学路（以下「避難路等」という。）に面して設置されている危険ブロック塀等の所有者等（土地又は建物の登記事項証明書等により所有者であることが確認できる者その他当該危険ブロック塀等に関係がある者として市長が特に認める者をいう。）

(2) 市税を滞納していない者

(3) 松山市暴力団排除条例（平成２２年条例第３２号）第２条第２号に規定する暴力団員でない者

（補助対象事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業は，補助対象者が行うもので，次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 避難路等に面する危険ブロック塀等（危険ブロック塀等と一体となって設置されている門柱，フェンス等の部分を除く。）の除却又は建替えを行う事業であること。

(2) 補助金の交付対象となる危険ブロック塀等に明らかな法令違反がないこと。

(3) 危険ブロック塀等の除却及び建替えにより，道路の通行人等の安全性が確保されるものであること。

(4) 建替えにより，新たに設置する塀等が建築基準法（昭和２５年法律第２０１号。以下「法」という。）その他の法令に違反しないものであること。

(5) 敷地に存する避難路等に面するブロック塀等が，通行人等の安全性について支障がないこと。

２　建替えを行う事業について，危険ブロック塀等の面する避難路等が，法第４２条第２項又は第３項の規定により市長が指定した道路（同条第２項又は第３項の規定に準じると市長が認めた道路を含む。）に該当し，道路幅員が４メートル未満（同条第３項の規定による道路の幅員は，２．７メートル未満とする。）であるときは，松山市狭あい道路等拡幅整備要綱（平成２０年要綱第１０号。以下「狭あい道路等要綱」という。）第５条の規定による拡幅整備線まで後退した位置に新たな塀等を設置するものでなければ

ならない。

3　避難路等に面する危険ブロック塀等のうち，倒壊のおそれがあり，通行人に対して特に危険な状態であると市長が認めるブロック塀等は，前２項の規定に関わらず，当該ブロック塀等の除却を行う事業に限り補助金の交付対象とすることができる。

4　前３項の規定による事業は，請負契約により工事が行われるものでなければならない。

（補助対象経費及び補助金の額）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は，別表に定めるとおりとする。

2　前項の規定により算出された補助金の額に，１，０００円未満の端数が生じたときは，これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助対象者は，補助金の交付を受けようとするときは，事業の着手日の２週間前までに，松山市ブロック塀等安全対策事業補助金交付申請書（第１号様式）に，次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし，除却を行う事業にあっては，第５号に掲げる書類の添付を要しない。

(1) 付近見取図（案内図）

(2) 危険ブロック塀等の点検表（第２号様式）

(3) 除却又は建替えを行う危険ブロック塀等の配置図（当該部分のブロック塀等の長さを記載したもの。）

(4) 除却又は建替えを行う危険ブロック塀等の高さ及び仕様が明示された図面

(5) 建替えにより，新たに設ける塀等の長さ，高さ及び仕様が明示された図面

(6) 現況写真（危険ブロック塀等の状況が分かるもの。）

(7) 施工業者が発行した見積書又はその写し（工事費用の内訳が確認できるもの。ただし，補助対象外の工事費用を含むときは，これに明記すること。）

(8) 補助対象となる危険ブロック塀等の所有者等であることを証する書面

(9) 市税の完納証明書

(10) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

2　市長は，前項の規定による申請書の提出があった場合には，必要に応じて申請内容に関する現地調査等を行うことができる。この場合において，申請書を提出した補助対象者は，この現地調査等に協力しなければならない。

（補助金の交付決定）

第７条　市長は，前条第１項に規定する申請書の提出があったときは，速やかにその内容を審査し，補助金の交付の可否を決定し，松山市ブロック塀等安全対策事業補助金交付決定通知書（第３号様式）又は松山市ブロック塀等安全対策事業補助金不交付決定通知書（第４号様式）により，補助対象者に通知するものとする。

２　市長は，前項の規定による決定をするときは，必要な条件を付けることができる。

（補助事業等の変更）

第８条　前条の規定による補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は，補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容（補助金の額の変更を伴わない軽微な変更を除く。）を変更しようとするときは，松山市ブロック塀等安全対策事業変更申請書（第５号様式）に関係書類を添えて市長に申請し，その承認を受けなければならない。

２　補助事業者に死亡その他の補助事業を実施できないやむを得ない事情が生じた場合において，相続等により補助事業者の地位を承継した者は，市長に申請し，承認を受けることにより，この要綱の規定に基づき補助事業者が取得した地位を承継することができる。この場合において，補助事業者の地位を承継した者は，前項の申請書に，自己が補助事業者の承継人であることを証する書類を添えて市長に提出し，その承認を受けなければならない。

３　市長は，前２項の規定により補助事業の内容の変更又は地位の承継を承認したときは，松山市ブロック塀等安全対策事業補助金交付変更決定通知書（第６号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の廃止）

第９条　補助事業者は，補助事業を廃止しようとするときは，松山市ブロック塀等安全対策事業廃止申請書（第７号様式）を市長に申請し，その承認を受けなければならない。

２　市長は，前項の規定による承認をしたときは，松山市ブロック塀等安全対策事業廃止承認通知書（第８号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（完了報告）

第１０条　補助事業者は，補助事業が完了したときは，速やかに松山市ブロック塀等安全対策事業完了報告書（第９号様式）に次に掲げる書類を添えて，市長に報告しなければならない。

(1) 工事写真（工事の内容が確認できるもの）

(2) 工事請負契約書（写し）

(3) 工事代金領収書（写し）

(4) 前３号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第１１条　市長は，前条の完了報告書の提出があった場合において，その内容を審査し，適当と認めたときは，補助金の額を確定し，松山市ブロック塀等安全対策事業補助金確定通知書（第１０号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第１２条　前条の規定による通知を受けた補助事業者は，補助金の交付を受けようとするときは，松山市ブロック塀等安全対策事業補助金交付請求書（第１１号様式）を市長に提出するものする。

２　補助事業者は，補助金の請求及び受領を当該ブロック塀等に係る工事を施工した施工業者に委任することができる。この場合において，補助事業者から委任を受けた者は，前項の請求書に代理受領等委任状（第１２号様式）を添えて提出しなければならない。

３　市長は，第１項又は前項の規定による請求があったときは，速やかに，補助事業者又は補助事業者から委任を受けた者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第１３条　市長は，補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは，補助金の交付決定を取り消し，又は変更することができる。

(1) この要綱又は補助金の交付決定の内容若しくは交付の条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助事業の実施方法が不適当と認められるとき。

(4) 補助事業を中止し，又は廃止したとき。

２　市長は，前項の規定による取消し又は変更をしたときは，松山市ブロック塀等安全対策事業補助金交付決定取消（変更）通知書（第１３号様式）により，補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還命令）

第１４条　市長は，前条第１項の規定により補助金の交付決定を取り消し，又は変更した場合において，既に交付した補助金があるときは，当該補助金の全部又は一部を返還さ

せるものとする。

（適用除外）

第１５条　市長は，次の各号のいずれかに該当するブロック塀等に対しては，補助金を交付しない。

(1) 国，地方公共団体その他の公共団体が所有しているブロック塀等

(2) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付の対象となったブロック塀等

(3) 他の補助制度による補助金その他これを準じるものの交付対象となった又は対象となる見込みであるブロック塀等

（調査等）

第１６条　市長は，補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において，補助事業者に対し，書類の提出若しくは報告を求め，又は必要な調査若しくは現地調査をすることができる。この場合において，補助事業者は，この調査等に協力しなければならない。

（補助事業者に対する指導等）

第１７条　市長は，補助事業者に対して，第７条第１項の規定による補助金の交付決定を受けた補助対象となる危険ブロック塀等の地震に対する安全性の向上を図るために，必要な指導及び助言をすることができる。

（関係書類の保管）

第１８条　補助事業者は，補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに，補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して５年間これらを保管しなければならない。

（財産の管理）

第１９条　補助事業者は，補助事業により効用が増加した財産について，補助事業が完了した後においても善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

２　前項の規定は，当該財産を管理することとなった者について準用する。

（その他）

第２０条　この要綱に定めるもののほか，補助事業の実施に関し必要な事項は，市長が別に定める。

付　則

この要綱は，令和２年６月１日から施行する。

別表（第５条関係）

種類	補助対象経費	補助金の額
第４条第１項又は第２項に規定する事業	危険ブロック塀等の除却又は建替えに要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とし，危険ブロック塀等１メートル当たり１０万円を限度とする。	補助対象経費に３分の２を乗じて得た額とし，上限を３０万円とする。
第４条第３項に規定する事業	危険ブロック塀等の除却に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）	補助対象経費に２分の１を乗じて得た額とし，上限を７万５千円とする。

付　則

この要綱は，令和５年４月１日から施行する。

付　則（令和８年３月２５日要綱第２５号）

（施工期日）

１　この要綱は，公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の松山市ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施工の日以後の松山市ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱第６条第１項の規定による申請に係る補助対象事業について適用し、同日前の同項の規定による申込みに係る補助対象事業については、なお従前の例による。